

広島県告示第**二百三十九号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定によって、道路の占用を制限する区域の指定を解除する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び指定する道路を管轄する広島県建設事務所（支所）において、令和八年三月三十日までの間、縦覧に供する。

令和八年三月十六日

広島県知事 横 田 美 香

一 解除する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道二二三号	福山市神辺町下御領一般国道四八六号との交点から 福山市神辺町上御領岡山県境まで
一般国道二七号	尾道市因島中庄町一般国道二二七号ダブルウェイ起点から 尾道市因島中庄町県道中庄土生線との交点まで
一般国道二七五号	三次市日下町一般国道二七五号ダブルウェイ起点から 三次市日下町一般国道二七五号ダブルウェイ終点まで

二 解除する期日

令和八年四月一日